

令和3年8月12日

理事(教育担当)・副学長 有江 力

緊急事態宣言の発出に伴うサークル活動について

政府から、東京都等を対象に4回目の緊急事態宣言が、令和3年8月31日まで発出されることになりました。

サークル活動は、政府、東京都、関連自治体等の要請や指示をよく理解して実施してください。その際、7月9日付け通知「緊急事態宣言の発出を踏まえた学生生活について」に基づいて課外活動実施許可を事前に得ていただくことが必要です。運動施設は「制限レベル2」ですので、その制限レベル内での使用が可能です。

なお、東京都で感染者が急増し、医療提供体制も切迫している中でのサークル活動の必要性について、改めて検討してください。活動にあたっては、感染拡大防止の為、課外活動実施願に記載した感染防止対策を必ず実施することをお願いします。また、サークル活動中及び前後の会食や、大声の発声など飛沫の飛散を伴う行動は厳に謹んでください。

都外での活動は、政府及び活動先自治体等の方針を十分に確認し、今の時期に実施することが本当に必要なのか良く検討したうえで申請してください。都内、都外を問わず宿泊を伴う合宿等は原則禁止しております。

また、課外活動に参加することを希望しない学生に対して参加を強要することのないようご注意ください。

質問、相談等は、以下の問い合わせ先までお願いします。

本件に関する問い合わせ先

学務課学生支援係

042-367-5582 gaksien1@cc.tuat.ac.jp